

鳥取大学将棋部 規約

第一条 本クラブの名称を鳥取大学将棋部とする。

第二条 本クラブは将棋を通じての精神面の鍛錬を究極の目的とし、その手段として対外交流を積極的に行う。

第三条 部員は部員名簿に載っている者を言い、年齢、入学年度、等一切問わない。なお、三ヵ月以上無断欠席の場合は、自動的に除名される。卒業生においては名誉部員とする。

第四条 役員は部長 1 人、会計 1 人以上とし、任期は一年間とする。なお、部長は本クラブを代表し、活動に関する全ての運営面で全責任を負い、全ての権限を有する。

第五条 練習は毎週月・火・金曜 15:00~20:00、大学会館和室にて行う。詳しくはその都度決定する。

第六条 会費は年間 3,600 円とする。ただし退部、卒業、その他いかなる理由においても会費の返済は行わない。なお新生においては入部費を含むものとする。